

別表第1（第5条関係）

補助対象者	補助要件	補助対象貨物及び経費	補助額
（1）コンテナ利用促進事業			
新規利用荷主	申請年度の過去3年間に高知新港でのコンテナ貨物の輸移出入実績がなく、申請年度に輸移出入を行うこと。	左記要件に該当する輸移出入貨物（単位：TEU）	輸出入貨物：1万5千円 / TEU 移出入貨物：1万円 / TEU ※補助限度額： 1荷主につき輸出入貨物30万円 移出入貨物20万円
継続利用荷主	前年度の取扱貨物量を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。 ただし、輸出入貨物の場合は前年度の輸出入貨物、移出入貨物の場合は前年度の移出入貨物の取扱貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物（単位：TEU）	輸出入貨物：1万円 / TEU 移出入貨物：5千円 / TEU
リーファーコンテナ輸出新規利用荷主	申請年度の過去3年間に高知新港でのリーファーコンテナ貨物の輸出実績がなく、申請年度にリーファーコンテナ貨物の輸出を行うこと。	左記要件に該当する新規貨物（単位：本） ただし、同一年度で異なる輸出相手国3ヵ国までの貨物をそれぞれ新規貨物とみなす。	15万円 / 本 ※補助限度額：1荷主につき100万円（増加分と合わせて）
リーファーコンテナ輸出増加荷主	前年度の取扱貨物量を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。	左記要件に該当する増加貨物（単位：本）	9万円 / 本 ※補助限度額：1荷主につき100万円（新規分と合わせて）
（2）小口混載コンテナサービス支援事業			
小口混載サービス提供事業者	小口混載サービスで輸出される貨物（1回の輸出につき1TEU当たりの重量が12トン又は体積が12立方メートル以上の場合を除く。）であること。	左記要件に該当する輸出貨物（1TEUから補助対象貨物とする）（単位：TEU） ※重量と体積のどちらの値を選択するかにより、補助金額が異なる場合、どちらか大きい値を適用する。	①1TEU当たり8トン又は8立方メートルの貨物：3万円 ②1TEU当たり8トン又は8立方メートル以上で12トン又は12立方メートル未満の貨物：1万円
（3）定期航路誘致事業			
船社等	コンテナ船、貨客船及び貨物船により1年以上継続する計画で新たに定期的な寄港を行うこと。（航路の改編により、新たな国等の港に寄港を拡大する場合を含む。）	新たに定期的な寄港を開始した日から2年を経過する日までの寄港回数	10万円 / 回
（4）輸出くん蒸施設利用事業			
くん蒸施設利用荷主	高知新港のくん蒸施設を利用し、くん蒸したものを高知新港から輸出すること。	高知新港から輸出するに当たり、くん蒸に要した経費（当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を除く。）	補助対象経費の2分の1以内 ※補助限度額：1回につき6万5千円

※（1）コンテナ利用促進事業の各補助メニューについて、同一貨物に対する重複申請は不可。